

個人番号（マイナンバー）の記入が必要です！

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）制度の開始により、申請書等に個人番号（マイナンバー）を記入していただくようになりました。

個人番号（マイナンバー）の記入が必要な書類などを提出する際には、「個人番号（マイナンバー）の確認」と「本人確認」を行いますので、ご協力をお願いします。

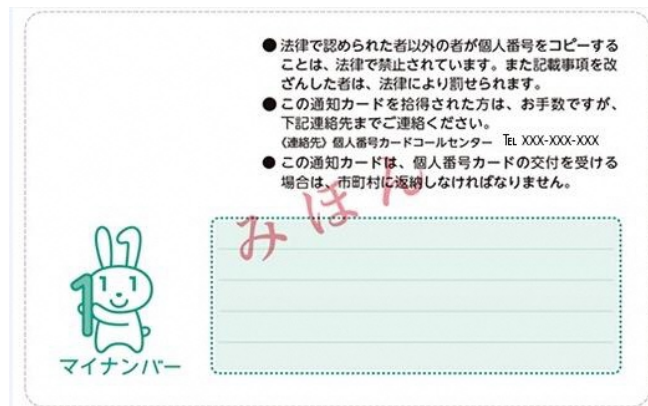
通知カードと本人確認ができるものを持ってきてください！

◎通知カードとは

表面



裏面



◎本人確認ができるもの⇒運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのもの）、療育手帳等顔写真が付いているもの。

- 写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、国民健康保険証、健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、心身障害者医療費受給資格証、年金手帳、各種年金証書（国民年金・厚生年金・共済年金等）などの2点の提示が必要となります。

- ・通知カードの代わりに個人番号（マイナンバー）記載の住民票の写しでも構いませんが、有料（1通400円）となります。
 - ・申請者以外の方（家族等）が窓口で手続きをされる際には、上記持参物のほかに、窓口に来られる方の身分証明ができるものの提示をお願いいたします。
- ※個人番号カード（個人番号、住所、氏名、生年月日、性別や顔写真が記載され、交付を受けるには申請が必要です。）は、番号確認と本人確認が1枚で行えますので、個人番号カード1枚で構いません。

【問い合わせ先】瀬戸内市保健福祉部福祉課障害福祉係

TEL: 0869-26-5943 FAX: 0869-26-8002